

太田市がんばれ太田、ふるさと応援寄附金観光振興応援分交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がんばれ太田、ふるさと応援寄附金観光振興応援分として寄附された寄附金（以下「観光振興応援分寄附金」という。）を原資として、本市のブランド力の向上及び交流人口の増加を図り、もって、観光の振興及び発展に繋げることを目的として、がんばれ太田、ふるさと応援寄附金観光振興応援分交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、地域の祭りの実行委員会等の団体であって、その活動拠点を市内に置き、かつ、地域に密着した活動の実績及び活動計画を有し、地域振興に寄与できる者で、市長が認めたものとする。

(交付対象経費)

第3条 交付金は、交付対象者における次に掲げる事業の経費に対し、その事業への応援として交付する。

- (1) 観光の振興及び発展を目的として行う公益的な活動事業
- (2) 観光イベント及び地域の祭りの開催に係る活動事業

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象者ごとに、交付金を交付する年度の前々年度の3月から前年度の2月までに収納した観光振興応援分寄附金の額のうち、寄附者が応援したい事業として指定した事業に係る額から、その額に10分の1を乗じて得た額を差し引いた額以内の額とする。

2 交付金は、予算の範囲内において交付する。

(交付見込み額の通知)

第5条 市長は、毎年度3月に、前年度の3月から当該年度の2月までに収納した観光振興応援分寄附金の状況を取りまとめ、交付対象者に対し、翌年度における交付金の交付見込み額を通知するものとする。

(申請書等)

第6条 前条の規定による通知を受けた交付対象者は、当該交付金の交付を受けようとするときは、速やかに、太田市がんばれ太田、ふるさと応援寄附金観光振興応援分交付金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）並びに交付金の交付を受けて行う事業（以下「交付対象事業」という。）に係る事業計画書及び収支予算書を市長に提出

するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、交付申請書並びに事業計画書及び収支予算書の提出があったときは、審査の上、交付金の交付の可否を決定する。

2 市長は、交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、太田市ががんばれ太田、ふるさと応援寄附金観光振興応援分交付金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定をするに当たり、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（交付金の交付）

第8条 交付対象者が交付決定された交付金の交付を受けようとするときは、交付対象事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する年の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、太田市ががんばれ太田、ふるさと応援寄附金観光振興応援分交付金交付事業実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定を受けた交付対象者は、交付対象事業の性質により市長が特に必要と認めたときは、交付対象事業の施行前又は施行の中途においても交付金の交付を請求することができる。この場合においては、太田市ががんばれ太田、ふるさと応援寄附金観光振興応援分交付金概算払請求書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出しその交付を受けることとし、交付対象事業の完了した後に実績報告書を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付対象者が交付金を交付対象事業以外の用途に使用し、又は交付対象事業の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付金の返還）

第10条 前条の規定により交付決定が取り消された場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に既に交付金が交付されているときは、当該交付対象者は、当該交付金を返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。